

平成 21 年

まちづくり・議会基本条例等
に関する審査特別委員会

平成 21 年 2 月 6 日

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意
しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しか
できなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び
申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読い
ただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

平成21年

まちづくり基本条例・議会基本条例等に関する審査特別委員会

平成21年2月6日（金曜日）

◎審査付託事件

- (1) 福島町まちづくり基本条例の制定について
(平成20年第2回定例会議案第1号)
- (2) 福島町まちづくり推進会議条例の制定について
(平成20年第2回定例会議案第2号)

◎出席委員（11名）

委員長	金 沢 秀 一	副委員長	滝 川 明 子
委員	佐 藤 卓 也	委員	川 村 明 雄
委員	新 山 大 吉	委員	木 村 隆
委員	加 藤 雅 行	委員	杉 村 志 朗
委員	佐 藤 孝 男	委員	藤 山 大
委員	平 野 隆 雄		

◎欠席委員（0名）

◎職務のため出席した議員

議 長 溝 部 幸 基

◎出席説明員

町 長	村 田 駿	副 町 長	竹 下 泰 弘
総 務 課 長	川 岸 勤	総務課企画グループ参事	土 門 修 一
総務課企画グループ総括主査	前 田 勝 広	財 務 課 長	花 田 春 夫
監 査 委 員	花 田 修 一		

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	石 堂 一 志	議会グループ総括主査	坂 口 稔
議会グループ主事	吉 澤 裕 治	議会グループ書記	庭 奈 々 子

(開会 午前11時00分)

○**委員長(金沢秀一)** 定刻になりましたので、ただいまから、まちづくり基本条例・議会基本条例等に関する審査特別委員会を開会いたします。

直ちに、会議を開きます。

本件につきましては、平成20年第2回定例会において、本委員会に付託されました、議案第1号福島町まちづくり基本条例の制定及び議案第2号福島町まちづくり推進会議条例の制定並びに、発議第1号福島町議会基本条例の制定についてでございますので、ご了承願います。

案件の審査に入る前に、申し出がありますので、村田町長のあいさつを行います。

村田町長。

○**町長(村田駿)** 一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には、何かとお忙しい中、さきほどの火葬場建設に関する調査特別委員会に引き続き、まちづくり基本条例・議会基本条例等に関する審査特別委員会のご出席、誠にご苦労様でございます。

ただいま委員長からもお話がありましたとおり、昨年12月開催の第2回定例会において、福島町まちづくり基本条例及び福島町まちづくり推進会議条例を提案したところ、本委員会が設置され、その審査が付託されたところでございます。

本日は、福島町まちづくり基本条例の制定に伴う関係条例3件を第1回定例会に提案予定をしておりますことから、本委員会へ資料として提出させていただきました。

このあと、担当より説明させますので、なにぶんにもよろしくごあいさつ申し上げます。

○**委員長(金沢秀一)** 村田町長のあいさつが終わりました。

これより、案件の審査に入りますが、審査の方法についてお諮りいたします。

本日は、各議案別に議題とし、はじめに担当課長から提案内容の説明を受け、次に、これに対する質疑を行いたいと思いますが、ご異議ござい

せんか。

(「異議なし」という声あり)

○**委員長(金沢秀一)** ご異議なしと認め、審査の方法はただいまお諮りしたとおり進めてまいります。

なお、本日の会議は、与えられた時間内において、委員各位の質疑等を整理しながら進めてまいりますので、その旨ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、議案第1号福島町まちづくり基本条例の制定についてを議題といたします。

土門企画グループ参事。

○**企画グループ参事(土門修一)** 説明に入ります前に、本日の資料について一部訂正の箇所がありまして、大変お手数をおかけすることとなりますけれども、事前に配付しております正誤表によりご訂正をお願い申し上げます。申し訳ございませんが、よろしくごあいさついたします。

審査付託事件1、福島町まちづくり基本条例の制定についてでございます。

それと、2番の福島町まちづくり推進会議条例の制定について、最初にこの2件の審査付託事件につきまして、平成20年第2回定例会の議案第1号及び議案第2号として提案されまして、本委員会へ審査付託されているところでございます。

また、これまでの自治基本条例・議会基本条例に関する調査特別委員会の中で、町民検討委員会の提言書と条例素案の比較や逐条解説など、資料として、内容説明し意見を交換する中で必要な条項の修正を加え、議案として提案させていただいております。

このことから、福島町まちづくり基本条例及び福島町まちづくり推進会議条例についての説明を省略させていただき、本日配付の資料にしたがって、平成21年第1回定例会への提案予定をしております関係条例3件について、説明させていただきたいと考えております。

資料の1ページをお願いいたします。

審査付託事件1、福島町まちづくり基本条例の制定について。

1の福島町まちづくり基本条例の制定に伴い整備する条例についてでございます。

まず、(1)福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に公募委員を加える関係条例の整理に関する条例(案)でございます。

1、まちづくり基本条例第9条に規定する審議会等委員の選任にあたり、「公募の委員」を加えるための整備条例で、町長及び教育委員会が委嘱・任命する下に表にしております18審議会等のうち7つの審議会等に公募の委員を加える改正条例を行うものでございます。

検討した審議会の一覧は、表に示す18審議会でございます。今回条例によって公募委員を加えようとする審議会につきましては、ゴシックの太字で記している最初の表彰審議会、それから2番目の特別職報酬等審議会、4番目の青少年問題協議会、6番目の総合開発審議会、12番目の介護保険運営協議会、13番目の国民健康保険運営協議会、14番目の社会教育委員でございます。

次のページをお願いします。

条例案について、読み上げて説明させていただきます。

福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に公募委員を加える関係条例の整理に関する条例(案)でございます。

条例の第1条として、福島町表彰条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

福島町表彰条例のうち、表彰審議会の委員の部分について現行の改正前では、委員は知識経験のある者など10名をもって組織し、町長が委嘱するとございますけれども、まちづくり基本条例の制定に伴って、公募の委員を加えるということから、改正後のほうに示すように、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱するとし、知識経験者8人、公募による町民2人と改正したいと考えております。

次に、福島町特別職報酬等審議会条例の部分でございます。

条例として、2条になるものです。

改正前ですが、福島町特別職報酬等審議会条例

の第3条の中で、公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど町長が任命するとなっております。それを、まちづくり基本条例の制定に伴って、右のほうに示すように公共的団体の代表者5人と公募による町民2人とし、必要のつど町長が任命するというように改正するものでございます。

次に、第3条関係でございます。

福島町青少年問題協議会条例の学識経験者の部分でございますけれども、現行条例では学識経験者8人としてございますが、まちづくり基本条例の制定に伴って公募の委員を加えるということから、学識経験者を6名とし、公募による町民を2人とするものでございます。

次に、第4条でございます。

福島町総合開発審議会条例の組織の中の委員の部分でございますけれども、現行の福島町総合開発審議会条例の中では、学識経験を有する者その他住民6人となっております。その部分を、学識経験を有する者3人、公募による町民3人と改めるものでございます。

次のページをお願いします。

第5条関係でございます。

福島町介護保険条例の一部を改正するものでして、介護保険運営協議会の委員を委員のうち、被保険者を代表する委員5人という現行の条例を、右にあるように被保険者を代表する委員3人、さらに1号を追加して、被保険者から公募する委員2人と改正するものでございます。

次に、第6条関係でございますけれども、福島町国民健康保険条例の国民健康保険運営協議会の委員でございます。現行では、被保険者を代表する委員3人、保険医を代表する委員3人、公益を代表する委員3人となっております。これを保険医を代表する委員3人、公益を代表する委員3人、被保険者から公募する委員3人と改めるものでございます。

次に、第7条関係でございます。

福島町社会教育委員の定数及び任期に関する条例のうち、第1条の福島町社会教育委員の定数は

15人とするという現行条例を、福島町社会教育委員の定数は15人とし、うち2人を公募とするという内容に改めるものでございます。

この条例の施行期日は、21年4月1日からとします。

経過措置としまして、第4条の規定による改正後の福島町総合開発審議会条例、第5条の規定による改正後の福島町介護保険条例、第6条の規定による改正後の福島町町民健康保険条例の規定は、この条例の施行の際、現に委員であるものの任期については、なお従前の例によるということとしてございます。

次のページをお願いいたします。

福島町行財政推進町民委員会設置条例（案）で

まちづくり基本条例第19条に規定する「財政計画の策定」及び第20条第2項に規定する「行政評価」を町民等の参画・協働で進めるための委員会を設置するものでございます。

条例案でございますけれども、福島町行財政推進町民委員会設置条例でございます。

第1条の設置でございますけれども、福島町まちづくり基本条例に基づく町民との「参画・協働」による行財政を推進するため、福島町行財政推進町民委員会を設置するとして、所掌事項は第2条で示すように、財政計画に関する事項、行政評価に関する事項、ふるさと応援基金に関する事項、その他行財政の運営に関する事項としてございます。

次の組織でございますけれども、委員会は委員16人をもって組織するとしまして、福島町総合開発審議会の委員から8名、福島町まちづくり推進会議の委員から4人、公募の委員が4人、計16人の委員でもって構成するところです。

任期としましては、委員の任期は2年とし、再任を妨げないということで、補欠の委員については前任者の在任期間とするというものでございます。

委員長・副委員長につきましては、委員会に委員長・副委員長を各1人置くこととしまして、委員に

ついては、委員長・副委員長は互選により選出するものとしております。委員長は委員会を総理し、会議の議長となる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6条でございます。

委員会の会議は、委員長が招集することとしまして、委員会の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないとしております。

会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによるとしております。この委員会は、原則公開するものとしております。

次に、専門部会でございますけれども、第7条として、総務教育部会、それから経済福祉部会の2つの専門部会を置くこととしております。それぞれの専門部会の部会長、あるいは副部会長については、委員の互選によって定めることとしております。部会の所掌事項につきましては、いちばん下の別表に記してございます。

第8条として、関係者の出席でございますけれども、委員長及び部会長の会長は、必要があると認めるときは、町職員その他関係者を委員会または各部会の会議に出席させ、資料の提出及び説明を求めることができるものとしております。

庶務につきましては、総務課において処理することとしております。

以下、委任の部分ですけれども、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が定めることとしております。

施行期日でございますけれども、平成21年4月1日から施行するとしております。

ただし、第2条第3号の規定は、平成21年7月1日から適用するとしまして、2条3号の部分につきましては、ふるさと応援基金に関する事項でございますけれども、現在、自立プラン推進会議の中で所掌しているものでございまして、その任期が終わり次第、こちらのほうのこの条例に基づいて設置される町民委員会のほうに移管されるというものでございます。

次のページをお願いいたします。

(3) 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

福島町まちづくり推進会議及び福島町行財政推進町民委員会の設置に伴いまして、日額支給委員として2つの委員会を加える改正を行うものでございます。

条例案としましては、現行の日額支給委員の国民保護協議会委員の下に、新たにまちづくり推進会議委員として日額3,000円、さらに行財政推進町民委員会委員として、日額報酬3,000円として定めるものでございます。

施行期日を平成21年4月1日からとさせていただきます。

以上でございます。

○委員長(金沢秀一) 川岸総務課長。

○総務課長(川岸勤) 9ページをお願いいたします。

(4) 福島町職員等の公益通報に関する規程(案)でございます。

説明で、さきに開催されました自治基本条例・議会基本条例に関する調査特別委員会において意見がありました、公益通報、内部告発をした場合の町職員の保護に関して、別途福島町職員等の公益通報に関する規程案を制定して対応することとしましたので、説明をさせていただきます。

規程案でございますけれども、第1条の目的で、この規程は、公益通報者保護法に基づき、職員等が知り得た行政運営上の違法な行為等の通報について必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、町政における違法な事態の防止及び損失の抑制を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保し、透明で構成な町政運営に資することを目的としております。

第2条の定義でございます。

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによるということで、第1号で、職員等とは地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(教育長を除く)、臨時職員の任用の方法及び手続きに関する規則に規

定する臨時職員及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に規定する特別職の職員並びに町から事務事業を受託し、または請負った事業者の役員または従事している者をいいます。

2号で、公益通報とは、職員等が知り得た行政運営上の職員等の違法な行為または違法性の高い行為に関して行われる不正防止のための通報をいいます。

3号として、公益通報者とは、さきに説明しました職員等であって公益通報を行う者をいうとしております。

第7条の公益通報の処理、町長は、公益通報者に対する不利益な取扱いのないこと及び公益通報者の秘密は保持されることを当該公益通報者に説明し公益通報を受け付ける。この場合において、公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を公益通報者に遅滞なく通知しなければならない。

第8条の調査の実施、町長は、公益通報を受理したときは、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務の遂行に支障があるときを除き、調査を行うときはその旨及び着手の時期を、調査行わないときはその旨及び理由を公益通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。

2項、調査の実施にあたっては、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう十分に配慮し、遅滞なく行わなければならない。

第3項、町長は、前項の調査にあたっては、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮し実施するものとし、公益通報者に対し、調査の進捗状況及び調査結果を遅滞なく通知するよう努めなければならない。

4項、町長は、特別な事情があるときは、弁護士等の第三者に調査を依頼することができるものとする。

第9条の是正措置等、町長は、前条の調査の結果、法令違反等が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策等をとるとともに、必要があるときは、関係者の処分等を行うものとす

る。

第2項、町長は、前項の是正措置等をとったときは、その内容を利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、公益通報者に遅滞なく通知するよう努めなければならない。

次に、11ページです。

第10条の公表、町長は、公益通報の処理事項について必要と認めるときは公表するものとする。

第11条の秘密の保持、公益通報者にかかわった職員は、公益通報の事実及び公益通報に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いたあともまた同様とする。

第12条の委任、この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則として、この訓令は、公布の日から施行するというので、現時点では4月1日を予定しております。

次に、12ページをお願いいたします。

公益通報申出書でございます。これは、実名で申出することになっておりますけれども、12ページの下の方に注意書きがあります。匿名を希望する場合は、氏名欄に匿名と記載し、その匿名とする事項を参考欄に理由を記してくださいというふうな形の中で、匿名でも受け付ける申出書になっております。

以上で、説明を終わります。

○**委員長（金沢秀一）** 内容の説明が終わりました。

質疑を行います。

1番佐藤卓也委員。

○**委員（佐藤卓也）** 1ページですけれども、まちづくり基本条例のほうには公募を入れるとあって、審議会のほうが公募を入れるという形で改正するのですけれども、18のうちの7つの審議会に公募の委員を加える。そうすると、ほかの審議会は、なぜ公募を入れないのかという素朴な疑問が浮かぶのですが、その辺の判断基準を教えてくださいと思います。

○**委員長（金沢秀一）** 土門企画グループ参事。

○**企画グループ参事（土門修一）** 今回改正する

もののほか、ほかの審議会等につきましては、ほかの条例で委員の構成が定められているもの等がかなりありますので、そういったことから一般の公募委員を今回含めるということについてできなかった部分でございます。

国のほうから標準的なもので、防災や国民保護等に関する部分につきましては別な部分で定めがあって、それに準拠して委員を定めなければならないといったものがありまして、今回の形になってございます。

○**委員長（金沢秀一）** 1番佐藤卓也委員。

○**委員（佐藤卓也）** そしたら、これから加える可能性はないということによろしいのですか。それとも、常時加える審議会もあるということによろしいのでしょうか。

○**委員長（金沢秀一）** 土門企画グループ参事。

○**企画グループ参事（土門修一）** 今回条例案として提案する前に、それぞれ審議会の所管する担当課、担当グループに紹介し、またあわせて管理職会議等を開く中で今回の条例として提案させていただいております。ここに記す18審議会それぞれについては、一応検討されたうえで今回条例化しているということでございます。

○**委員長（金沢秀一）** 1番佐藤卓也委員。

○**委員（佐藤卓也）** そしたら、基本条例のほうには公募の委員を加えるように努めますとあるのは、すべての審議会に対して公募を入れるというわけではなくて、必要などころには公募を入れるという形によろしいのかと思いますが、もし違うのであればお伺いします。

それと、9ページの公益通報についてですが、公益通報は、もともとは民間の会社の中で刑に触れるようなことを内部の従業員が密告をしたら、会社のほうから差別といいますか、冷遇をされてしまうといった告発者に対しての保護を目的とするというのが趣旨かと思えます。

それで、福島町の場合は、会社ではなく行政ですので、内部の職員からそういった公益通報、簡単にいうと内部告発といったものを受けるというのと、もう1つは、福島町が委託をしているよう

な会社があるのですが、そういった会社の従業員からも受け付ける方法、さらには町民からも受け付ける方法とかいろいろあるのですけれども、そういった形で福島町はこの規定の中に対応されているのですか。

つまり、内部の職員からの通報の処理について、もう1つは外部の労働者からの通報の処理についてといった形で分けられているのかと思います。これを見ると、おそらく両方入っているのではないかとは思いますが、その辺の確認をお願いしたいと思います。いちばん重要なのは、内部告発者の保護が重要なわけで、その保護者を守るための法律なわけなのです。

それで、10ページを見ますと、公益通報者の保護と、6条とか8条にあるのですけれども、それを総務課に通報すると、この狭い町で通報者が誰なのか漏れる可能性というのが大きいのではないかと思うのです。

それと、もしその通報者の秘密とか実名とか、そういったものが漏れた場合の責任の所在というのはどんなものなのか。こういう形で、誰々があることを総務課に密告したと情報が漏れてしまうと、それは取り返しのつかないようなことになってしまうわけであって、その辺はどういうふうにして通報者の情報といいますか、そういったものを保護するのか。これを見ますと、すぐバレてしまうと思うのですけれども、その辺の対策をどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○**委員長（金沢秀一）** 土門企画グループ参事。

○**企画グループ参事（土門修一）** 最初の部分の審議会に公募委員を加える関係でございますけれども、今回お示したそれぞれの18審議会につきましては、検討していただいて、実際に公募できるものを取り上げて今回条例化しております。

また、検討の中で公募することに馴染まないという部分については、今回見送っておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

○**委員長（金沢秀一）** 川岸総務課長。

○**総務課長（川岸勤）** 公益通報の保護ということでございますけれども、委員がおっしゃるとお

り、通報者を保護するというのが第1目的で公益通報者保護法というのできたというふうになっております。

それと、通報者の職員等ということで、9ページをお願いしたのですけれども、第2条の第1号で職員等とはということで、一般職、臨時職、それと特別職の非常勤者ということ、なおかつ規定の中では、事業を受託し、または請負った事業者の役員または従事しているものをいうということで、議員がおっしゃるとおり、委託事業者、請負業者の関係者も、この中に入るという規程となっております。

それと、内部告発者の内容が総務課を通じて申し出された場合で、それが一般に知れ渡ってしまう恐れがあるのではないかということございますけれども、それはありえない話というか、まずそういうことがあった場合は、当然その漏れた内容によりますけれども、ある程度の処分までいくような内容であれば厳密に公務で知り得た情報については、告発ばかりではなく、いろんな事務事業の内容についても言えない部分については、要綱の中で、退職後も云々ということの条項も加えておりますので、そういう部分でそういうことはないと思っております。

○**委員長（金沢秀一）** 1番佐藤卓也委員。

○**委員（佐藤卓也）** わかりました。漏れた場合の責任というのは、総務課とか漏らした人に対して厳しい処分があるということでわかりました。

それと、公益通報という言葉ですけれども、国のほうで平成16年に公益通報者保護法というのを作ったのですが、どうもじっくりとしなくてアメリカのほうでは内部告発者保護法という名前で制定しているのです。

政府のほうで公益通報者保護法という法律を作ったので、福島町も公益通報に関する規定というふうに名前をつけたと思うのですけれども、この公益通報という名称を内部告発者の保護という形に名前を変えられるのか、変えられる可能性があるのか。そちらのほうの方がわかりやすいのではと思うのですけれども、お伺いしたいと思います。

それと、9ページのいちばん上の説明欄のところで、町職員の保護とあるのですけれども、これは町職員等に入れなくてもよろしいのか、細かいのですけれども、お願いいたします。

○**委員長（金沢秀一）** 川岸総務課長。

○**総務課長（川岸勤）** この規程の名称でございますけれども、9ページの1条でこの規程は公益通報保護法に基づきというふうに、上の法律が公益通報保護法に基づいて、うちの公益通報に関する規定を設けているというのでございます。内部告発という部分での規程に名称を変えることができないのかということでございますけれども、公益通報保護法が上にありますので、その法律に基づいて同じ名称で実施して作っていききたいというのが今の考え方でございます。

それと、9ページで、「職員の公益通報」になっておりますが、これは「職員等」でございます。

○**委員長（金沢秀一）** ほかに。

10番滝川委員。

○**委員（滝川明子）** 最初に公募についてですけれども、公募についての基準等の定めはするのでしょうか。広く町民どなたでもとしながらも、審議会の目的、役割に沿った公募に応じる方の考え方、論文提出とか、そこまでいかななくても小論文やコメント等といったことなどなさないのでしょうか。

○**委員長（金沢秀一）** 土門企画グループ参事。

○**企画グループ参事（土門修一）** 公募に際して、公募に応募する際に、それぞれ審議会等の担当のほうでは所要の応募要件を定めることとしておりますので、その中で所要の条件が付されると考えております。現在は、一律して公募する場合はこういったものということの定めはありません。

○**委員長（金沢秀一）** 10番滝川委員。

○**委員（滝川明子）** 住民の協働のまちづくりというところで、各審議会の中で馴染むもの、できるものということで公募を広げた、増やしたということは大変よろしいことと思いますが、参事の説明したとおり、応募要件の中で一定の専門的とは言わないまでも小論文的なものは必要ではない

かと思います。そういった定めをきちんと設ける必要があるのではないのでしょうか。

○**委員長（金沢秀一）** 土門企画グループ参事。

○**企画グループ参事（土門修一）** 各審議会の分野がそれぞれかなり違くと、専門的に介護保険ですとか、国民健康保険といった部分もございまして、社会教育といった部分もあります。

それから、町の表彰審議会とか、特別報酬ですとか、そういった部分もありますし、分野がまったく異なるといったことで一律な応募要件等、あるいは応募の要項等なものを規定することが可能なかどうか。その辺は、改めて管理職会議等で協議するなり、そういったことの統一が図れるかどうかも含めて検討してみたいと思います。

○**委員長（金沢秀一）** 10番滝川委員。

○**委員（滝川明子）** 審議会委員さんの費用弁償等もきちんと定めたわけですから、こういった公費の歳出ということもあわせて審議会それぞれの内容はあるでしょうけれども、私が申し上げたようなことをきちんとなさっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

公益通報に関することですけれども、9ページの3条3項、公益通報の処理の業務に従事するのは、自己が関係する公益通報の処理に関与してはならないとの定めでございます。これに関わって、6条、7条、8条、9条、10条、すべて町長の大切なお仕事分野でございます。こういった意味で、執行機関のトップに関する、あるいは公益通報等があった場合にどう考えたらよろしいのでしょうか。

○**委員長（金沢秀一）** 川岸総務課長。

○**総務課長（川岸勤）** 第3条に従事するものとなると総務課の職員がなるかと思えます。担当はまだ決めておりませんが、その職員が自分に対する、その違法性も告発の内容が、ということに関わった場合、それは一切関与してはならないということですので、そこから一切この内容についても3条以降、これから進めていく調査をこういう部分にも関わってはならないというふうなこと

で規程しております。ということは、関係者ということになりますので、そういう部分では関わらないということは、他の職員で関わっていくというふうなことになるかと思えます。

○委員長（金沢秀一） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時47分）

（再開 午前11時47分）

○委員長（金沢秀一） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

川岸総務課長。

○総務課長（川岸勤） 町長に対する内容での内部告発とか、公益通報があった場合ですけれども、当然それは町長に相談することなく、副町長の中で処理を進めていく形になるかと思えます。

○委員長（金沢秀一） 10番滝川委員。

○委員（滝川明子） 確認ですけれども、そうしますと6条から10条までのお仕事を町長あるいは副町長ということになるのではありませんか。

○委員長（金沢秀一） 村田町長。

○町長（村田駿） 今の公益通報に関しましては、どのような形で出るかは別にしても、まず町長宛に出てくるわけです。それに対して処理を総務課のほうでやりますということです。

例えば、その総務課の職員に対する今の公益通報であれば、その職員はそれからはずします。それから、町長が対象者になった場合は、それは書類簿があがってくるわけですから、そのときにおいては副町長なり、そちらのほうが対応するような形になるわけです。規程案の中で第6条からずっと、「町長は」と書いておりますけれども、町長が執行責任者でございますから、「町長は」という表現になるわけです。

ただ、その前段で副町長がやる場合もありますし、事務的にはさきほど申し上げましたとおり、総務課のほう窓口になって所掌事務を扱うのだという内容でご理解して下さるようお願い申し上げます。

○委員長（金沢秀一） ほかに。

2番川村委員。

○委員（川村明雄） 今回の規程は、公益通報者の保護法に基づく対応ということで、公益通報者の保護を図るというのが1つの目的と、町政における違法な自体の防止及び損失の抑制を図るということですが、当然こういうことはあってはならないことですし、そうそうあるものではないと解釈しております。

例が、的を得ているかどうかわかりませんが、昨日の報道等でブログというのですか、そこに中学生から大学の先生まである特定の個人に向かって死ねとか、何とかという内容の言葉を入れた、それによって今回初めてその警察が逮捕といえますか、書類送検するという自体になりました。

そしたら、その中の中学生は、まさか警察が来ると思っていなかったというようなことも言っているようですが、今こういう電子化というか、そういう時代になって、そういう機械を媒体として仕事をすることが多くなっています。自分が、職員がそれぞれ知らないうちに犯罪の域にあるようなことも将来想定された場合、どう対処したらいいかということですが、物事が起きてからやるのではなくて、こういう時代にあって自分が犯罪の域に達しているようなことがあるかもしれないという想定をした勉強会といえますか、そういう形のもを職員と共に勉強するといえますか、指導するということが必要になってくるのではないかと思うわけです。

公益通報の規程と今私が言ったことが、例としての的を得ているのかどうかわかりませんが、できるだけ通報に関するようなことが職員間で起きないことを当然願うわけだし、そのようになっていくべきだと思います。1つの管理の面で、例えば電算パソコンだとか、そういう機器の管理の中では管理部門の担当者も日常おそらくチェックしたり見ていると思うのです。

そういう中で、「小事は大事」ということで、例えば、そういうことがもしあったりした場合は、直ちに対応して、指導や勉強会をしていくという

ことが必要になるのではと思います。

○委員長（金沢秀一） 村田町長。

○町長（村田駿） まず、今回の公益通報に関する規定、確かにまちづくり基本条例を審議していただいている中でご意見もございました。あくまでも公正な行政を進める、それから、この規程の中にもありますとおり、職員並びに町から事務事業を受託し、または請負った事業者の役員または従事しているものも対象者になるわけです。入札の公平性だとか、そういうような役場と関わりのある仕事等については、誰が見ても公平なことで対応していかなければならない。一方では、プライバシーとか、秘密保持というのは町の職員として当たり前のことです。

そういう中で、委員さん方から出ておりますとおり、そういうような公益通報に関わった職員がいたときにおいては、その職員を保護してあげなければならないという重要なことがあります。このことについては、町の職員については退職したあともついていくこととございます。そういうことも認識しながら職員の中におきましては、公平性の問題も含んで、今回こういう規程を制定していただく中で十分に職員は日々の仕事の中で認識をしていただかなければならないと、改めて感じているところでございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○委員長（金沢秀一） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時56分)

(再開 午後 1時00分)

○委員長（金沢秀一） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに、質疑ございますか。

12番溝部議長。

○議長（溝部幸基） 何点かお伺いしたいと思います。

まず、1ページ、審議会の公募の関係ですが、土門参事から、例えば国の法で決められているものと、加えて公募に馴染まないものは除いたとい

うことですが、具体的にどの部分が国のほうで、国民保護協議会は法に基づいてということは説明したのですが、ほかのものは何も言っていないので、その2つの区分でどこがどう該当するのかがお伺いしたいと思います。

それから、6ページから7ページの行財政推進町民委員会設置条例の関係ですが、まちづくり基本条例のときにも話したのですが、例えば、開発審議会があります。それから、自立プランの関係を含めて、まちづくり推進会議というものを設けます。

そして、この行財政推進町民委員会と3つあるわけですが、この関係をどういう位置付けで捉えるのか、その部分で明確にお話をさせていただきたいと思います。これは見てみますと、例えば部会の持ち方みたいなものと、開発審議会と同じだと思うのです。これは、常任委員会の所管の範囲と同じようにしていますので似ていると思うのです。

それから、組織の委員の部分を見ますと、開発審議会から8名、まちづくり推進会議の委員の公募が4名、このまちづくり推進会議の今の案でいきますと8人です。8人のうち4人が入ると、このあと残った4人の部分を8人加えると開発審議会そのものの中で、開発審議委員会の中でもっての対応と捉えたほうが開発審議会のメンバーにも入り、まちづくりのメンバーに入り、今新たに作るものにも入る。基本条例でうたっているように開発計画というものが、ベースにあるのだということなのだと思うのです。

今までもそこは変わらないのですが、今度ははっきりと位置付けをして、そこに向かってどうまちづくりを展開していくかというものの考え方だと思うのです。その内容の部分で、開発審議会のメンバーの幅を若干広げる。まちづくりのメンバー、例えば8人であれば8人すべて入っていただいて公募の部分も少し増やして、開発審議会の中の部会の部分の活動に、今はまちづくり推進会議とか、行財政推進町民委員会の考え方を入れるというほうが、今の段々少なくなってきた状態

況から見ると、受ける委員になる町民側も同じような会議を何回もということではなくて、1回に開発審議会の中でそういう要素も含めて具体的にやっていくということのほうが開発審議会の会議も議論も活発になるでしょうし、結果的には行政評価につながる。基本は、開発計画なわけですから、そういうものにつながって合理性があるのではないかなという提案を前にもしたのですが、そこを変えて考える気持ちがないのか。

私は、どうもこれは無駄だとは言わないのですが、同じことを繰り返して、それぞれで計画があり、その計画を検証するということはやらなければならないわけですから、開発審議会あるいはまちづくり推進会議も同じようなことをやる。あわせて、また新たにそこから何人かずつ選抜するというよりは、開発審議会の中でそういう要素も含めて対応する。その代わり審議会のメンバーを増やして、公募も増やして、部会の中の活動を活発にしていくという考えが適当ではないかと思うのですが、その点についての考え方があれば教えていただきたいと思います。

それから、9ページの公益通報に関する規程、これは規程ですから議会の議決ということにはならないと思うので、町長の裁量の範囲でやっていくわけです。そこの部分について、どこまで議会のほうがということにもなるのですが、そのきっかけが基本条例の検討の部分で、基本条例に入れるかどうかという話が出たので、今回こういふことの対応をしますということだと思います。いろいろ議論がありましたように、通報する側に対する配慮というのを考えてやらなければ、特に福島町の中では非常に大きな職場ですが、それにしても100人足らずの組織なわけです。

それが、縦割りでも、各課ごとになっておりますから、そういった部分ではテーマとか、法的なもの云々ということになると、ほとんどが特定されていくのだと思うのです。きちんと実名を挙げてやるというのが間違いなくいいのですが、あとのことを考えますと、それはそれだという形の中で通常の仕事に支障がない。それは、ケースバイケ

ースだということはもちろんわかって言っているわけですが、そこが非常に難しくなってくるのではないかと思うのです。

通常は、町長が受けて対応するわけですから、もちろん冷静に判断して対応していくというのが当たり前の話ですけれども、特にさきほども出ていましたけれども、例えば町長に対する内容とか、特別職に対する内容の対応を考えますと、そこを実名で対応するというのは非常に大変な負担になるのではないかという気がしますので、受付の対応といいますか、それについてももう少し気軽にとは言いませんけれども、工夫をしたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

そういった面で、4条の1は法令に対する部分ですから、ある程度客観的に判断できることだと思うのですが、2の部分になっていくと非常に幅が広い部分になってくると思うのです。できるだけ客観的にということでしょうが、ここは客観的というよりは、それぞれ通報する側の主観が非常に入ってきてやすい部分です。

また、受ける側のほうも客観的にといっても今度は自分の主観が入ってくる。特に、自分の内容になってくると、その辺の判断が非常に難しい事例ではないかと思うのです。内容的には、倫理的な問題、そこには心身のダメージを受けるということだけを考えても、そこを客観的にという部分になると非常に難しさがある。セクシャルハラスメント、あるいは暴力的でも実際に暴行を加える、言葉の暴力もある、誹謗中傷ということもあるでしょうし、そういう部分では非常に判断が難しいと思うのですが、そこを幅広く受け入れて、対応していくという姿勢が大事ではないかと思うのです。そういう意味では、そういう部分での窓口、受ける側の工夫をしていかなければならないと思うのですが、その辺についての考え方を伺いたいと思います。

それと、今日はまちづくり基本条例ということですが、まちづくり基本条例本体の部分の話ということにはならないで、説明資料についての質疑ということですけれども、今日終わると、あとは

予定では24日に最終的にということになるのですが、再確認ということでお話をするのですが、調査特別委員会の際に私のほうで話したとおり、まちの考え方です。

特に、基本条例を見てみると8条の参画機会の保障、それから10条のパブリックコメントの部分、ここは議会も含めてということと考えようによってはいいかと思うのですが、特に18条の総合計画と23条の住民投票の部分については、やはり町は町長側と議会がという考え方は、ちょっと無理があるのかという気がするのです。

それと、これも繰り返しになるのですが、基本条例の制定に合わせて、今までの各条例も整合性をもたせる形の検討をするということになっているのですけれども、その部分で町という捉え方、考え方みたいなものの整合性がむずかしい部分も出てくるのではないかと思いますので、その辺の検討状況を教えていただきたいと思います。

町という考え方が、執行機関とか議会ということではなくて、この福島町全体と意味する部分と、町ということで行政という考え方と、あるいは議会も含めて行政の機関という考え方もいろいろあるのだと思うのです。そこがきちんと統一された形でされてこなかったのだと思いますが、今回の基本条例の部分では、少しその部分が広く行政の機関という捉え方、執行機関、もちろん町もそうですが、農業委員会や固定資産の評価、教育委員会、それと議会ということの位置付けで基本条例ではうたっているのですが、そういった部分での考え方でいいのかどうなのか。私は、どう見てもこの辺がしっかりこないといえますか、矛盾が出てくるのではないかという気がするのですが、その辺の再確認をしておきたいと思います。

それと、もう1点は、住民投票の関係です。これもまた、そういう定義も出てこないのですが、今回の部分は町側のほうがやりますということですが、岸和田市の例の資料を見て、もう1度検討していただきたいということで前回はお願いしました。その部分についての対応、基本条例そのもの、

住民と行政、議会が協働のまちづくりということの中で、特に住民がどう参画してくのか、どう協働していくのかという部分の住民の主体性ということを重要視していかなければと思うのです。

そういった部分では、この項目に、住民側のほうの意志で住民投票をするということの意味が、非常に重要だと考えて前にも話をしたのですが、その辺について検討していればどういうお考えかお伺いしたいと思います。

○**委員長（金沢秀一）** 川岸総務課長。

○**総務課長（川岸勤）** 3点目の公益通報に関する中で、実名を挙げると負担になる部分もあるのではないかというご意見でございますけれども、いちばん懸念しているのは、この様式の中では12ページの匿名でもいいですということで、匿名する理由をその他に書くということにしています。実務的に匿名で出された場合、確認するときに、内容を誰に確認したらいいのかというふうな部分で、調査段階で行き詰まる部分もあるのではないかと懸念はしています。

ただ、これはまだ実在的にやったことがないものですから、ケースバイケースでいろいろと判断していかなければならない部分が出てくると思うのです。いちばんその辺を懸念しているところです。幅広く受け入れるということで、倫理的な問題でも内部告発的な内容の問題という部分もいろいろなケースが出てくるかと思っておりますけれども、そういうふうな部分で感じたら、申し出をするということについては、これから積極的に職員はじめ、関係するところに内容を周知していきたいと思っております。

それと、直接窓口に出書を持ってくるという形もあろうかと思っておりますけれども、顔を知られるということで、郵送での申し入れというのでも考えられるのかなということを考えております。

○**委員長（金沢秀一）** 土門企画グループ参事。

○**企画グループ参事（土門修一）** 公募の委員の関係でございますけれども、公募の委員を入れるかどうかについて、各グループ、各課と協議した中で、3番目と18番目については条例で、ある

いは法律等で決まっているということで、その部分については公募に馴染まないと考えております。

また、5番目の情報審査会、それから町営住宅入居者選考といったものについては、個人情報があるといったことで公募の委員を入れることには馴染まないと考えました。

それから、地域農政、林業振興協議会といった部分については条例で定まっています。

それから、民生委員推薦委員会につきましては、法律で定められています。

それから、15番の文化財調査委員につきましては、その専門性が求められるといったことから公募に馴染まないということです。

17番の学校給食センター運営委員会につきましては、条例で定められているために公募に馴染まないということで整理してございます。

それから、開発審議会、まちづくり推進会議、それから今回の行財政の町民会議それぞれの部分、委員それぞれが開発審議会等の委員と重なるような部分が多いのではないかということのご指摘でございすけれども、開発審議会につきましては、町の長期計画の部分について対応していただきます。それから、まちづくり推進会議につきましては、今回のまちづくり基本条例の内容等について見直しすること、それからまちづくりに関する提言を行うことを任としております。

それから、行財政の町民会議につきましては、前期の自立プランが終わることから、後期の自立プランになるものと考えております、財政の推進計画等について、これから定めていくといった部分で、自立プランの推進委員会のあとを受ける部分が大きな任になるだろうと考えております。

また、今回の条例案の2条で示しますように、財政計画や行政評価、それからふるさと応援基金に関することなどを任務とすることから、それぞれ正確が違うといった面から委員についてもまったく同じというわけではなくて、それぞれの委員を兼ねながらも重複する部分は、意見交換等とそれぞれの組織の中で話し合われた意見等も交えた中で会議が進められていくといったことから、今

回のような委員構成を考えたところでございます。

それから、基本条例の「町」という言葉の整合性について前にもご意見がありまして、その点について管理職等とも相談をしたところでございます。なかなか今回この中で整合のすべてをとることが難しいといったことから、現行のままの形で整理したいということで、前のときにもそういったご説明をさせていただいたかと思えます。

それから、住民投票の部分でございすけれども、岸和田市の例をお示しになって、住民の請求が4分の1の住民からの請求で18歳以上の町民に対してということでございます。その件に関しては、確かに一定の人数の中での要望を受けてということでの部分については、自治法上の50分の1の連署でもってという条例制定の要求等から比べると、一定の重みが増すといった観点からは確かに住民要望の強さがより伝わるという意味からはいいのかなという感じはします。

けれども、住民の少数意見であってもそれが反映させるという観点からはどうなのかという気もしますし、現在では、現行のまま条例制定を住民投票の条例は、その都度定めるという、現行をそのまま、今回の案のままで現在のところは考えております。

○**委員長（金沢秀一）** 12番溝部議長。

○**議長（溝部幸基）** 各審議会等の公募の関係ですが、条例で定めているから変えられないというような話ですけれども、それは条例をほかの公募の部分のも例えば人数と内容も含めて変えるわけですが、それは公募しないという理由にはならないと思うのです。公募がいいとすれば条例を変えればいいわけですから、それは理由にならないと思うのです。

ですから、何が理由で公募はだめなのかと、例えば、社会教育関連、生涯学習関連の部分であって、体育指導委員と社会教育委員はなぜ公募できないのか。より専門性ということなのかと思うのですが、社会教育委員にしたって同じで、それぞれの社会教育関係の経験を踏まなければならないでしょうし、また今体育指導委員をやっている方だけ

が社会教育の経験者かという、そうでもないわけで、公募でいちばん大事にしなければならないのは、公募する側の意思です。やる気があるということがなければそういうきっかけにならないわけです。

それで、いくらそういう気持ちがあっても、今の形であると推薦されるといいますか、町側のほうから声がかかればできないということになります。そういった意味では、まだまだ社会教育だけではなくて、あなたが指摘したような林業の関係や農業の関係だって、もっと言ったら町営住宅の選考もプライバシーの部分が問題だということ、今選考委員になっている皆さんが一般の公募した方とのプライバシーについての境というのは何が客観的に出てくるのか。委員になったからには秘密の保持、特にプライバシーの問題はクリアしなければならないというのは常識の範囲だと私は思うのです。

それから、もちろん公募したからすべてがという話にならないのでし、いろいろ聞き取りなり調査もしたうえで判断していくと思うのです。公募が2人と決まっているから2人しかいなかったら、その方が全部委員になりますということでもないわけです。その段階でも1つ心配されているような歯止めにもなりますし、もっと町民側から積極的に行政の一端を担う、参加をするという意識を育てていくという姿勢がこの公募を大事にしなければならないということなのだと思います。

どちらかという、いろんな審議会も含めて産業団体の代表とか、ある文化団体の代表等限定されてくるという状況が弊害とは言いませんけれども、そういう偏りがあるということの中で、もっと広く町民の皆さんの中にはいろんな経験をして、いろんな特殊な技能をもっていたり、いろんな方がいるわけですから、特にその中で積極的に自分から公募をするということをしていこうという趣旨だと思います。もう一度確認して、今もう1回ということにもならないのかもしれませんが、もしそうであれば今みたいな観点を踏

まえて、段階的にもう一度、現課そのものに調整をして可能性を探ってみるくらいの話はしていただきたいと思います。その辺は、土門参事の段階でないのか、できれば町長から話をしていただきたいと思います。

それと、行財政推進町民委員会、まちづくり推進会議、あるいは開発審議会の部分のそれぞれ性格が違うということなのですが、繰り返しますけれども、まちづくりの基本ベースの計画が開発計画ですから、その部分を中心にしながら動いてくるという話です。それを今回は基本条例で明確にしていこうと、今までもそうなのですが、どちらかという、そこは作ってしまえばあとはみたいなことではなくて、計画を作ったらそこに当然評価もしながら次のステップにしていく。長期の部分を含め、長期というのは実施計画も含めて細かく対応していくわけです。

そのためにローリング等をするということでの開発審議会は、少なくとも1年に1、2回はしているわけですから、そういった意味では長期が審議会で、短期の部分はまちづくりという話もおかしいのではないかと思います。実質的に考えると、まちづくり推進会議のメンバーが8人です。そのうち4人をここに置いてという話で考えれば、この8人がすべてだぶっている方がいればまだ少なくなるでしょうけれども、開発審議会の中に入れて、こういう要素を部会等の含めで開発審議会のしくみの中で対応するということの検討はどうかということの提案なのです。これも土門参事の部分では限界があると思いますので、町長の見解を聞かせていただければと思います。

それと、公益通報の部分でできるだけ受付の段階の窓口を広くして、特にスタート時点ではなかなか出てこないのだと思うのです。そして、実名が主でなければなんていう考え方をとっているとまったく出てこないケースもあると思うのです。そうではなくて、匿名でも積極的にそういうことを受け入れていくと、その中でいろいろ検討をしながら必要なものは公表していくというスタンスでもっていかなければならないと思うのですが、その確認

と、通報する側と対象になる部分はあると思うのです。

それで、町長、副町長、教育長という特別職については通報する側ということにはならないという考え方でいいですか。非常勤の特別職の部分には該当するというのですが、この部分での議会議員、あるいはそれ以外の監査委員とか、その特別職については通報する側ということになるのか、通報される側という該当になるのか。その部分について、もう少し考え方を教えていただければと思います。

それと、「町」の考え方ですけれども、検討したけれども今の段階ではみたいなことですが、例えば、町は云々というところから始まるのですけれども、ここは少なくとも私は町長というふうに変えたらどうかと思っています。18条について、ここで、「町は」となっているのは、そうすると議会がということで、どうなのかという疑問をもつのです。

それと、住民投票の23条の3には、「町」に執行機関も議会も入っているなら、この3は、「町民及び町長と議会は」と区別しているのです。それもどうも整合性がないという気がするのですが、どうなのでしょう。不都合がないのであればあれですけれども、議会側とすればどう見ても不都合を感じるのですがどうでしょうか。

それと、住民投票の部分ですけれども、住民側に主体性をもって判断するということが大事だと思うのです。4分の1が多いか少ないかという部分では、いろんな考え方があるのでしょうかけれども、例えば議会の解散請求とか議員や町の解職請求の場合は3分の1以上ということにハードルが高くなっています。土門参事が言っているいわゆる合併の特例の部分の話では50分の1、それが議会を通らなければ、今度は6分の1という新たなハードルで、それも協議会を作るという段階のお話でして、合併云々という話ではないわけです。6分の1はちょっと低すぎる、3分の1だとちょっと高すぎる、それで岸和田では4分の1というラインをひいて住民が必要に応じてということ

です。その部分での住民が主体性をもつということに意味があるのだと思うのです。

岸和田はここだけですよね。住民側が請求するだけでもって、あとは行政と議会の対応で対応しましょうということになっているのですが、福島のほうはもうすでに町側の対応での住民投票という形があるわけですから、それにプラスをして住民側も要求があれば住民投票ができますと。私の考えでは、有権者の4分の1という、受ける段階で住民投票をやるかやらないか判断の部分、今度は個々の事例によって住民投票の内容については有権者を主にしてやるのか、18歳という年齢制限を下げてやる。あるいは、外国人居住者の対応をするというのはテーマごとに決めていくということなのだと思います。住民投票そのものの請求ということについては、有権者の4分の1という設定をして対応するというところで考えてどうなのか。もし考え方があれば町長の見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（金沢秀一） 川岸総務課長。

○総務課長（川岸勤） 公益通報の関係でございますけれども、匿名でも積極的に受け入れるべきではないかということなのですから、この要綱の中では匿名でも受け入れるという形になっておりますので、出た場合は受けることになるかと思えます。

ただ、さきほど自分が感じていたことは、匿名でされた場合の懸念、例えば、調査していく段階でどこかで行き詰ったときに、その内容は本人でなければ知りえない部分を再度確認するときに匿名であった場合、難儀するのかなというふうな部分での答弁でございます。

それと、監査委員、議員さん側は通報するほうなのか通報されるほうなのかということでございますけれども、ここの規程の中では通報されるほうということで解釈願いたいと思います。

○委員長（金沢秀一） 村田町長。

○町長（村田駿） 委員の公募の関係でございますけれども、冒頭で土門参事のほうから現課で議論してもらった結果、今回提案されている7つの

委員会が公募ということを出たということです。

このことについては、一定のご理解はされたと思いますが、あくまでも委員というのは意欲をもって自ら行政の執行なり、それぞれの委員会の立場の中で積極的に参加できる人を求めているのが事実でございます。できればもう一度、ただいま溝部議長からありました意見等については、しぼりのあるものは別としても、今一度検討させていただければと思っております。

また、いろいろあるのですけれども、私は実際にこの条例案に基づいて検討していったときにおきまして、例えば、第7条の関係では、「町民と町は」とあるときにおいては、「執行機関及び議会は」というのが、そういうようなまちの位置付けはそうなると思っております。

それから、第5条の町民の権利。「町民は、まちの保有する情報について知る権利を有するとともに」とあるとき、このときも「町民は執行機関及び議会の保有する情報について知る権利を有する」というように自分なりに理解をし、今回条例として提案させていただきました。

それで、問題は第2条の関係の用語の意味の中で、「町」執行機関及び議会をいいますと、この表現が明確ではないということで、他の条例に基づいたご質問かと思っておりますので、もう少しわかりやすく明快に、二度と質問をもらえないような回答をなるべく整理しますので、これはもう少し本番までに時間をくださるようお願いを申し上げます。

それと、住民投票の関係でございますが、溝部議長のほうから岸和田の話もいただきました。諮問型の住民投票、あるいは常設型の住民投票ということでございました。私自身は、この住民投票については、諮問型の住民投票を考えて23条にうたったのが今回の条例案でございます。

ただ、その中におきまして、非常にこれからの扱いの中で難しいのは、諮問型の投票では、市長や議会の選択や判断は完全に縛られるものではなく、その結果を尊重しなければならないということが考えている条例案でございます。

また、拘束型の住民投票については、住民投票の結果が出た場合、首長や議会がその結果に法的に拘束され、その結果に従わなければならないということで、どちらがいかは別にしても、福島町でまちづくり基本条例、議会、町民、行政が協働のまちづくりを進める中において、まずもって私ども今回の住民投票の中におきましては、諮問型の住民投票の位置付けで考えております。

その事案が生じたときに新たな条例、この住民投票は、議会の皆さんと相談をし、そしてその事案に基づいて有権者を18歳にするのか、15歳まで下げるのか、そういうような議論をしていきたいということで、2回か3回前の委員会で申し上げた経緯がございます。今回の住民投票については、そういうような事案に基づいた幅をもった中で対応できるようなことをしていきたいと思えます。

このことについては、有権者の何分の1とか、その辺のことについてもいちばん心配しているのは、例えば、今の有権者の4分の1等で決めたときに、今度住民投票に参加できる人が18歳とか、そうなったときにおいて、その辺のことはそれでいいと言えばそれでいいのですけれども、18歳以上の方が住民投票を望んだときに、当初からこういう事案については、18歳以上の方が住民投票を求めることができるのか、そういうようなことがいいものなのか。

それともあくまでも住民投票を求めるときは有権者、要するに選挙権のある人でなければだめなものなのか。その辺の整理は、ぜひ明確にしてこれから対応していかねばならない大事なことだと思っております。本当は、明確に答弁せよということかもしれませんけれども、こういうことについては、もう少し時間をいただければと思っております。

○委員長（金沢秀一） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時42分）

（再開 午後 1時42分）

○**委員長（金沢秀一）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

村田町長。

○**町長（村田駿）** 今回の出されているまちづくり推進会議につきましては、基本的には今のまちづくり基本条例の経過を検討するというのが大きな位置付けでございました。こういう人口が少なくなっていく中で、開発審議会、あるいはまちづくり推進会議、いろんな形で各種委員会に出ても2つ、3つ委員さん方がだぶっている傾向があることも事実でございます。今日いただいた意見は、検討させていただきたいと思っております。

また、内部では開発審議会、それから今のまちづくり推進会議、あるいはそういうようなことの位置付けの中で現在まで検討してまいりました。そういう中で、委員も重複するというのも十分認識しております。開発審議会とまちづくり推進会議の委員の職務というのはおのずから違うわけでございますけれども、最終的には福島町のまちづくりの中では総合開発計画というのがいちばんの根幹をなすものでございます。

各種委員の人方にもそういうような開発計画を踏まえた中で各委員会を個々に議論してもらっている経緯もございます。なるべく包含できるものについては、包含するような形で検討させていただきたいということで、今日のご答弁はこの辺にさせていただければと思っております。

○**委員長（金沢秀一）** 12番溝部議長。

○**議長（溝部幸基）** 住民投票の関係で、岸和田の事例は常設型ということではないのです。基本的には諮問型だということで、さきほども土門参事もそうなのですが、住民投票そのものを請求する側と、それを判断して事案についてどうこうするという部分とごちゃ混ぜになっているような気がします。事案が生じた場合に、誰が判断するかということの部分で、今は今回の町案は町長中心に判断をするということですが、その部分に住民側がそのことについて住民投票が必要だと判断をするような内容が岸和田の事例だと思うのです。

住民側だけがという話ではないわけで、今の町の部分に住民側の可能性、実質的な判断をしてやる可能性も入れて対応したらどうですかという案ですので、その辺について具体的に検討をしていただければとお願いをして終わります。

○**委員長（金沢秀一）** ほかに、質疑ありますか。

5番加藤委員。

○**委員（加藤雅行）** 審査付託事件で（1）、（2）になっているのです。これは1と2を一緒にやってよかったということなのですか。今の質問でも推進会議も出てきたりしたので、どういうふうになっているのかなと思っております。そういう意味では、6ページ、7ページの問題というのは、次の問題にも絡む問題ではないかと思うのです。

それと、行財政推進町民委員会というものが今回条例を作って作られるということで、1つの新しい方向性をもった行政が、町民と共に一緒になって行われるというのがまちづくり基本条例の根幹をこれから実践としてやっていくという捉え方で私は見ていました。意見や考え方は、いろいろあると思うのですが、村田町長になってから行政を今まで数々やってきた中で、松前町との合併がご破算になってから、町長は自立プランを町民と共に作って、それを基礎として今まで行政を進めてきたということだと思うのです。

その人数たるものは、今まで福島町の行政においてそういうふうないろいろな考え方あるいは分野をもった人たちを入れた会議というのはなかったことではないかと思うのです。さきほどの土門参事の話をお聞きすると、今回は前期の部分はまだ終わったと、後期の部分の中でこれからのまちづくり推進会議などを踏まえながら今回行っていくのだということをおっしゃっているのです。

ただ、まちづくり基本条例も踏まえて、なおかつ今までの流れを考えていけば、少なくとも小さくコンパクトにまとめようとしているような感じがするのです。これからは、住民と行政が一体となってまちづくりをするのだということであれば、推進会議の役割というのはなんなのか。も

っいろいろな人をいろいろな形の中で、包含しながらやっていくというスタイルがとれなかったのかどうか。

それと、最近どこかのまちで100人委員会というのを作っているのです。そういう形のもが例えば福島の場合であれば30人であり50人であり、あるいは町長が100人でありとか、そういう形のものも検討されたことがなかったのかどうか。私は、さきほどからの議論を聞いていまして、ひとつ推進委員会というものが上に立つということであれば、行政評価も含めて、町民の幅広い意見、考え方を取り入れる思い切った施策が今度からは必要になるのではないかと。

そして、そのことによって、いろんな町民が行政に意見を出すことができる、あるいは参画することができるということになれば、例えば1ページにあるような公募をするときの公募の委員が足りなくなるだとか、各委員が3つも4つもまたがってやるとか、そういうふうなことをできるだけないようにしていくということも視野に入れた施策というか、考え方が大事なのではないかと思います。これは、まったく町側の考え方とは違いますから、町長から直接お伺いしてみたいと思います。

○委員長（金沢秀一） 村田町長。

○町長（村田駿） まちづくり推進会議のことについては、案でも示しておりますとおり、まちづくり基本条例との絡みの中で、基本条例の第33条の「町はこの条例の内容について、施行後4年を超えない期間ごとに検討を加え、その結果に基づいて見直しを行います」と、今日の委員会で多くの委員さん方から意見もいただいているところでもございますし、また、私ども質問を受けた中でも課題になっているというのが今日の内容でございます。

それで、まちづくり推進会議の所掌事項ですけれども、推進会議は町長の諮問に応じて福島町まちづくり基本条例第33条に規定する事項について調査審議し、答申するものとする。前項に規定するもののほか、まちづくりの推進に関し町長に

意見を述べるものとする。要するに、この推進会議でやるのは、まちづくり基本条例が住民と共にまちづくりを進めている中で、この条例がどういう位置付けになってどうかされているのか。

それから、そういう意見をもらう。問題は、その中において不備な点についての答申を推進会議のほうから出していただくということです。あくまでもこのまちづくり基本条例を検証していただく、それから基本条例に基づいた町政を執行しているのか、そういうようなことを推進委員会議の中では議論していただくという内容になっているわけでございます。

○委員長（金沢秀一） 5番加藤委員。

○委員（加藤雅行） さきほどから議長の質問の仕方とか、そういうことを含めまして、やるのがみんな同じになっていく可能性があるのではないかと思います。そういうふうなことで、このときにはこういうふうな推進会議を招集します。あるいは、このようにして行財政推進町民委員会を片一方ではやっていく。

そういうふうなことであれば、なかなかまちづくり推進会議というふうなものが、本当に基本条例ができてしまえば条例ができるのですから、条例に沿って行財政は動いていくのだと思うのです。ということは、何か1つでもすべて包含してやっていける可能性のほうが強くなるのではないかと思います。1つも2つも会議を開く、委員会を開く、そういうふうな形が果たしてベストなのかどうか。というのが、私の質問ですけれども、それはそれ、これはこれでいくのですか。

○委員長（金沢秀一） 村田町長。

○町長（村田駿） 所掌事項については、私がさきほど申し上げたとおりでございますが、それを限られた委員さん方の中で検証するのも1つの方法でしょうし、行政を進めている中で、その委員会の中で一例として30人の人を集めて委員会主催でやるのも1つの方法でしょう。基本条例の検証をするために、わずか限られた委員さん方が自分で判断するのも方法ですけれども、その前段で多くの町民の声を聞くというのもっと大事なこ

とだと思っているのです。

その辺については、これからの推進委員会ができた段階で今後の委員会のあり方の中で議論してもらいたい事項の1つでもございますけれども、推進会議条例の所掌事項については、さきほどまちづくり基本条例の4年間の中での検証ということになっています。そういうことを基本にした中で、多くの委員会として多くの町民の声を聞くような体制はとっていかざるを得ないのではないかとすることは重々招致してございます。

ただ、さきほど溝部委員からは、そうではなくして、開発審議会というものもあるのだから、委員会の統合なりそういうことも検討できないとか、そういうような意見も一方ではあったわけでございます。そういうことも含んで、委員会のあり方については十分検討させていただきたいということで、さきほど溝部委員さんには申し上げたところでございます。

また、加藤委員からありました意見等についても、私が今所掌事項も含んでお話したところでございます。庁舎内でも十分に検討しながらあらためて議会の皆さん方には、ご理解を得られるような取りまとめをしていきたいと考えております。

○委員長(金沢秀一) ほかに、質疑ありますか。

(「なし」という声あり)

○委員長(金沢秀一) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時57分)

(再開 午後 2時15分)

○委員長(金沢秀一) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第2号福島町まちづくり推進会議条例の制定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

土門企画グループ参事。

○企画グループ参事(土門修一) 審査付託事件2、福島町まちづくり推進会議条例の制定につい

てでございます。この部分につきましても最初に説明申し上げましたように、平成20年第2回定例会議案の第2号として提案してございまして、これまでの自治基本条例・議会基本条例に関する調査特別委員会の中で、条例の提言書と条例素案の比較や逐条解説など、資料として説明させていただいているところから、この内容につきましての説明を省略させていただきたいと思っております。

○委員長(金沢秀一) 質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○委員長(金沢秀一) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、ただいま議題となっております、議案第1号福島町まちづくり基本条例の制定について、議案第2号福島町まちづくり推進会議条例の制定について、発議第1号福島町議会基本条例の制定については、さらに審査を要するものと思われまますので継続審査とすることにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長(金沢秀一) ご異議なしと認め、本件については、継続して審査をすることに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

(閉会 午後 2時16分)

福島町議会委員会条例第27条の規定により署名する。

まちづくり基本条例・議会基本条例等に関する審査特別委員長